○農林水産省告示第千五百三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月二十日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）
法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	18,300

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	16,300

三　（略）
第四～第九　（略）

○国土交通省告示第九百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田中（三）

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷上田

乙一九三六番　一号、二号、十九号及び二十号

乙一七二六番　三号から十二号まで

乙一九二四番一　十三号から十六号まで

乙一九三五番三　十七号及び十八号

○国土交通省告示第九百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂上の谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県鹿足郡津和野町青原

五四六番一　一号及び二号

五四六番二　三号

八八三番二　四号

五七〇番　五号

五五二番一　六号

五五〇番一　七号

八六一番一　八号及び九号

五〇九番三　十号及び十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

テキレ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県益田市染羽町

ロ一四四番一一　一号及び十四号

ロ一五七番一　二号、三号及び十二号

ロ一四一番一三　四号

ロ一六一番二　五号及び六号

ロ二二六九番三　七号

ロ二二六九番一　八号

ロ二二六四番　九号及び十号

ロ二二六六番続一　十一号

ロ一四一番二　十三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

洗川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県益田市波田町

イ五八四番二　一号及び二十八号

イ五八四番一　二号及び三号

四号

地先道路敷

イ五九四番　五号

イ九九九番　六号

イ六〇六番二　七号

イ九九八番二　八号

イ六〇七番内一　九号

イ九九六番　十号から十二号まで

イ六一四番　十三号

イ九七八番二　十四号及び十五号

イ六〇四番　十六号

イ六〇二番　十七号

イ六〇〇番　十八号

地先河川敷　十九号

イ五一七番　二十号

イ五二二番内一　二十一号

イ五二九番　二十二号

イ五二八番　二十三号

イ五三六番　二十四号から二十六号まで

地先河川敷　二十七号

○国土交通省告示第九百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌